

公益社団法人日本武術太極拳連盟役員規程

第1条（目的）

公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という）の役員の就任、服務勤務および退任、定年に関しては、法令、定款、社員総会の決議ならびにその他の特別の定めがない限り、この規程によるものとする。

第2条（役員の定義）

この規程で役員とは定款第21条の定めにより社員総会により選任された理事および監事をいう。理事会は、選任された理事の中から、会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。

第3条（兼務役員の取扱）

役員であって使用人を兼務する場合は、この規程に定めがある場合を除いて、職員の就業規則の定めるところによる。

第4条（就任日）

役員の就任日は、社員総会の決議の日とし、役員としての待遇の始期とする。

- 2 職員が役員に就任した場合は退職とし、職員の退職金を支払う。ただし、使用人を兼務する役員は、役員就任によっても職員としての地位を失わないので職員の退職金は支払わない。

第5条（役員の責務）

役員は、関係法令、定款、本連盟が定める倫理規程を初めとする諸規程を遵守し、誠実に職務を行い、協力して日本連盟の発展に努めなければならない。

第6条（禁止事項）

役員は、職務上の地位を利用して自己のために取引をなし、又は手数料、リベート等を收受してはならない。

第7条（個人的利益の返還）

役員が職務に関し、不正不当な個人的な利益を得た場合、その利益を返還させるものとする。なお、返還させる利益については、金銭にあってはその金額、物品にあっては時価相当額とする。

第8条（秘密所持）

役員は、日本連盟の秘密を保持し、日本連盟の名誉または不利益となる行為または言動をなしてはならない。

第9条（損害賠償）

役員であつて、職務の執行に当たつて故意または重大な過失により日本連盟に損害を与えたときは、その全部または一部を賠償させる。

2 役員が、この規程に違反する行為をして日本連盟に損害を与えたときもまた同様とする。

第10条（退任）

役員は、次の各号の一に該当する場合には退任とし、役員としての身分を失う。ただし、法令または定款の定めがあるときはこれによる。

- 1 任期満了
- 2 辞任
- 3 定年
- 3 解任
- 4 死亡

第11条（任期満了）

役員の任期満了のときは、自動的に役員としての資格を失う。ただし、法令または定款の定めがあるときはこれによる。

第12条（辞任勧告）

役員として不正あるいは不当な行為があつたとき、または役員として適格性がないと認められる場合は、その役員に対して理事会は辞任勧告を行うことができる。

2 役員を辞任する場合は、職務上の引継を完了し、かつ辞任後といえども、その責任に係わる業務については責任を持たねばならない。

第13条（定年年齢）

役員は、就任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。

2 役員が任期の途中において、前項の満年齢を迎えた場合、その役員は任期が満了するまでは役員として在任するものとする。

3 第1項の定年年齢は原則として上限を示すものであり、現にその職にある者がその年齢まで当然に留任するものではない。

第14条（役員の任期及び定年等、理事の構成）

役員の在任期間は最長で連続5期（10年）までとし、在任期間が10年に達した者については、再び選任されるまで2期（4年）を経過する必要があるものとする。但し、在任期間が10年に達した場合でも下記に該当する場合は更に最大2期（4年）まで在任期間を延長することができる。

ア）当該理事がIF・AFの役職者である場合

イ) 役員候補者選考委員会において、当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合。

2 理事の構成については、外部理事及び女性理事の目標割合を別に定める。

第 15 条（解任）

役員の解任は、定款の定めるところにより社員総会の決議によりすることができる。

第 16 条（改正）

本規程の改正は、理事会および社員総会の議決を経なければならない。

（附則）

1. この規程は、令和 3 年 1 1 月 1 9 日から実施する。
2. この規程は、令和 6 年 3 月 8 日に一部改定する。